

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	島根県	担当部署	農林水産部農山漁村振興課
-------	-----	------	--------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	1014	協定	11608	ha	196135	万円
a 基礎単価の対象	151	協定	830	ha	9774	万円
b 体制整備単価の対象	863	協定	10779	ha	158307	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	24	協定	381	ha	3811	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	262	協定	1010	ha	5972	万円
(c) 集落協定広域化加算	38	協定	1417	ha	3572	万円
(d) 集落機能強化加算	100	協定	2515	ha	5685	万円
(e) 生産性向上加算	176	協定	3581	ha	9013	万円
イ 個別協定	55	協定	450	ha	5143	万円
a 基礎単価の対象	4	協定	18	ha	167	万円
b 利用権設定等単価 (10割単価)の対象	51	協定	432	ha	4710	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	14	協定	44	ha	266	万円
合計	1069	協定	12058	ha	201278	万円

【参考】

R3年耕地面積※	36156	ha
----------	-------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	17	人	11	ha	193	万円

【参考】

ア 協定参加者数	17715	人
イ 交付金配分額	196170	万円
a うち個人への配分	83461	万円
b うち共同取組活動	112709	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	330	676	8	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	351	658	4	1
b 水路・農道等の管理	369	642	3	
c 多面的機能を増進する活動	354	653	4	3
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	287	467	62	4
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	286	324	240	11
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	7	16	1	
c 急傾斜農地保全管理加算	76	187		
d 集落協定広域化加算	13	28		
e 集落機能強化加算	32	65	2	1
f 生産性向上加算	78	96	2	
オ 全体評価	優 728 (72%)	良 233 (23%)	可 34 (3%)	不可 19 (2%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

全体評価は優、良を合計して95%であり、制度に対して高い評価がされていると考える。集落マスタープラン、農業生産活動、加算措置の個別の評価項目も同様に高い状況である。一方、評価項目のうち集落戦略に関する評価は△評価が多いことから作成が令和6年度までに終わるよう市町村とともに支援を行っていきたい。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	23	32		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	8		
b 水路・農道等の管理	1	7		
c 多面的機能を増進する活動		9		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	5	6		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）		14		
オ 全体評価	優 55 (100%)	良 (0%)	可 (0%)	不可 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

全ての協定で計画どおり取り組まれており、今後も継続して自主的な取り組みが見込まれる。

1について第三者機関の意見【必須】

全体として、今後も継続して活動の取り組みが見込まれる。また、一部の協定で取り組みが不足している面が見受けられるので、市町村の指導・助言（話し合いによる活動内容の徹底や目標達成に向けたスケジュールの作成・管理）などにより改善を図ってほしい。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	1022	2 (0%)	255 (25%)	225 (22%)	532 (52%)
	うち集落戦略	855	31 (4%)	602 (70%)	95 (11%)	121 (14%)
	R 3年度	1014	3 (0%)	254 (25%)	227 (22%)	530 (52%)
	うち集落戦略	863	20 (2%)	575 (67%)	121 (14%)	148 (17%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

新型コロナウイルス感染症の影響により話し合いの場を設定しにくい状況であったが、半数以上の協定が3回以上の話し合いを行った。一方で、集落戦略の話し合いは1回が最も多く、作成の進捗が懸念される状況であり、最終年度(R6年度)の完成に向けて支援を行う必要がある。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数		割合	
① 協定参加者	780	協定	90.4	%
② 協定参加者以外の集落の住民	91	協定	10.5	%
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	119	協定	13.8	%
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	17	協定	1.97	%
⑤ 協定役員のみ	152	協定	17.6	%
⑥ 話し合いをしていない	18	協定	2.09	%

3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定役員のみで話し合いを行う組織が少数ながらも一定数いることは懸念事項である。今後、地域計画の話し合いが進むこともあり、協定員全体で話し合いを行うよう指導していく必要がある。全体として実効性のある集落戦略とするため、協定参加者だけでなく様々な関係者の参画により議論を進めてほしい。

3について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	349	協定 34.4 %	① 協定書作成に係る支援	23	協定 41.8 %
② 集落戦略作成に係る支援	417	協定 41.1 %	② 目標達成に向けた支援	13	協定 23.6 %
③ 目標達成に向けた支援	262	協定 25.8 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	2	協定 3.64 %
④ 協定の統合・広域化への支援	116	協定 11.4 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	6	協定 10.9 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	335	協定 33 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	14	協定 25.5 %
⑥ ①～⑤以外の支援	47	協定 4.64 %	⑥ ①～⑤以外の支援	3	協定 5.45 %
⑦ 特に支援を要望しない	242	協定 23.9 %	⑦ 特に支援を要望しない	18	協定 32.7 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定、個別協定ともに市町村に様々な支援を求めている状況である。その内容は、事業申請に関するものや事務負担の軽減など多岐にわたっており、市町村は相当の労力を要していると考えられる。県としては、市町村に対して研修などを通じて制度の理解を深めてもらうとともに、事務支援システムや外部委託を促し、集落協定などの支援要請に応えていきたい。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落協定、個別協定から市町村に要望する支援内容が多数あることが分かった。集落協定などは事務を行う人が高齢化しており、市町村に支援を求められる機会が増えると思われるので、丁寧に説明や支援をしてほしい。市町村に要望する支援内容がこのような多数あることを県としても意識してもらい、市町村への支援として何が出来るか考えてほしい。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		931	協定 91.8 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	200	協定 21.5 %
	広域化の意向はない	730	協定 78.4 %
廃止意向の協定数		83	協定 8.19 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	49	協定 59 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	71	協定 85.5 %
	③ 地域農業の担い手がいないため	51	協定 61.4 %
	④ 農業収入が見込めないため	26	協定 31.3 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	35	協定 42.2 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	33	協定 39.8 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	17	協定 20.5 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	15	協定 18.1 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	20	協定 24.1 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	2	協定 2.41 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	4	協定 4.82 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	1	協定 1.2 %
	⑬ その他	2	協定 2.41 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		49 協定	89.1 %
廃止意向の協定数		6 協定	10.9 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	3 協定	50 %
	② 後継者がいないため	2 協定	33.3 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	1 協定	16.7 %
	④ 集落協定に参加するため	1 協定	16.7 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	3 協定	50 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	2 協定	33.3 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	1 協定	16.7 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	2 協定	33.3 %
	⑨ 事務手続きが負担なため		0 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	1 協定	16.7 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため		0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため		0 %
	⑬ その他		0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

事務負担の増加や協定員の高齢化による担い手不足解消するため、引き続き協定の統合や広域化を推進し、農業生産活動の効率化を図っていく。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

協定員の高齢化、担い手不足等に加え、事務負担及び遡及返還への負担が主な原因となっている。事務の外部委託の推進や近隣協定との統合等により、活動の負担を軽減するための働きかけを行う。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

ほとんどの集落協定が次期対策の継続意向があり、この制度に対する期待の高さを示している。廃止意向の協定に対しては事務の外部委託など考えられる対策を講じて継続を働きかけてほしい。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	107人 (11%)	60～69歳	342人 (34%)	70～79歳	486人 (48%)	80歳～	79人 (8%)
代表者になってからの年数	～2年	126人 (12%)	3年～7年	328人 (32%)	8年～	560人 (55%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	738人 (79%)	協定	ない	193人 (21%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	224人 (22%)	60～69歳	437人 (43%)	70～79歳	321人 (32%)	80歳～	32人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	105人 (10%)	3年～7年	281人 (28%)	8年～	628人 (62%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	862人 (93%)	協定	ない	69人 (7%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		992	協定	97.8	%	959	協定	94.6	%
あり		22	協定	2.17	%	55	協定	5.42	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0	%		協定	0	%
	事務組合		協定	0	%	9	協定	16.4	%
	NPO	1	協定	4.55	%	1	協定	1.82	%
	集落法人	1	協定	4.55	%	2	協定	3.64	%
	J A	1	協定	4.55	%	3	協定	5.45	%
	土地改良区		協定	0	%	2	協定	3.64	%
	個人	9	協定	40.9	%	16	協定	29.1	%
	その他	10	協定	45.5	%	22	協定	40	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	30 協定 (55%)	法人	22 協定 (40%)	任意 組織	3 協定 (5%)	その他	協定 (0%)
年齢	~59歳	23 人 (42%)	60~ 69歳	10 人 (18%)	70~ 79歳	17 人 (31%)	80歳~	5 人 (9%)
後継者の有無	いる	19 協定 (35%)	いない	36 協定 (65%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定の代表者、事務担当者は、60歳~70歳台の方々が務めておられ、また同じ役職を8年以上続けるなど、高齢化、役員のみ手不足などの状況にある。
事務については外部に委託している事例はわずかで、協定内で処理を行っている。
今後、協定の継続のためには、令和5年度から運用を開始する事務支援システムや事務の外部委託を普及するとともに、活動組織の広域化、外部人材の参画など様々な取組を進めていきたい。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定内に役員を複数人設けて次期代表の育成を行うことや地域外から移住を進め人材の確保を行うなど様々な方法を検討していただきたい。

都道府県中間年評価書 (集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	島根県	担当部署	農林水産部農山漁村振興課
-------	-----	------	--------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
	協定	集落	協定	集落
集落協定	1014	協定	192	協定
個別協定	55	協定	51	協定
廃止協定	25	協定	19	協定
未実施集落	103	集落	82	集落
市町村	17	市町村	17	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	24	協定	13	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	9	協定	5	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	101	協定	53	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	34	協定	18	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	7	協定	4	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	11	協定	6	%

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	132	協定	69	%
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	58	協定	30	%

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	23	協定	12	%
② 話し合いをリードする者を活用して進めた	71	協定	37	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	38	協定	20	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	101	協定	53	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	19	協定	10	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	10	協定	5	%
⑦ その他	8	協定	4	%
⑧ 特になし	16	協定	8	%
⑨ まだ作成していない	11	協定	6	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	22 協定	11 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	17 協定	9 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	8 協定	4 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	9 協定	5 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	26 協定	14 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	16 協定	8 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	20 協定	10 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施した又はその計画がある	11 協定	6 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	98 協定	51 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	12 協定	6 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	7 協定	4 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	26 協定	14 %
⑬特に何もしていない	29 協定	15 %
⑭その他	3 協定	2 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成：協定参加者が今後も健在であることを前提として作成されている協定が半数であった。農地の利用者を確保または貸し付けなど具体的な想定に基づいて作成している協定が少なく、集落協定の実行性に課題が残る。
作成の効果：鳥獣害の被害対策を実施(予定)した協定が半数以上あり、対策を個々の農家ではなく、集落ぐるみの取組が進んでいる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	5 (3%)	20 (10%)	18 (9%)	7 (4%)	29 (15%)
②協定代表者以外の協定参加者	1 (1%)	12 (6%)	12 (6%)	5 (3%)	21 (11%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	2 (1%)	3 (2%)	1 (1%)	3 (2%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	5 (3%)	7 (4%)	2 (1%)	4 (2%)
⑤その他	(0%)	(0%)	2 (1%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	58 協定	30 %
②協定対象農用地の1～3割	76 協定	40 %
③協定対象農用地の3～5割	24 協定	13 %
④協定対象農用地の5割以上	13 協定	7 %
⑤荒廃化していない	20 協定	10 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	148	協定	77	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	25	協定	13	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	19	協定	10	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	5	協定	3	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	18	協定	9	%
③以前と変わらない	22	協定	11	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他	1	協定	1	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	158 (82%)	3 (2%)	4 (2%)	10 (5%)	1 (1%)	34 (18%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	145 (76%)	5 (3%)	4 (2%)	5 (3%)	3 (2%)	25 (13%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	68 (35%)	2 (1%)	3 (2%)	19 (10%)	2 (1%)	10 (5%)
④農業（農外）収入が増加した	13 (7%)	1 (1%)	1 (1%)	5 (3%)	0 (0%)	6 (3%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	15 (8%)	0 (0%)	2 (1%)	2 (1%)	0 (0%)	3 (2%)
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	30 (16%)	0 (0%)	1 (1%)	3 (2%)	0 (0%)	5 (3%)
⑦鳥獣被害が減少した	70 (36%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (1%)	9 (5%)
⑧荒廃農地を再生した	6 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	6 (3%)	0 (0%)	3 (2%)	1 (1%)	4 (2%)	2 (1%)
⑩定住者等を確保した	2 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	9 (5%)	1 (1%)	15 (8%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	40 (21%)	2 (1%)	6 (3%)	4 (2%)	1 (1%)	4 (2%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (3%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度や加算の効果として、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持、環境が保全されたとの意見が多く、この制度の目的が達成されていることが分かる。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	101 (53%)	88 (46%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	71 (37%)	57 (30%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	80 (42%)	64 (33%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	3 (2%)	7 (4%)
⑤農作業の共同化	70 (36%)	58 (30%)
⑥農業機械の共同利用	88 (46%)	73 (38%)
⑦鳥獣害対策	133 (69%)	108 (56%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	31 (16%)	26 (14%)
⑨都市住民との交流活動	11 (6%)	10 (5%)
⑩農産物の販売・加工	15 (8%)	13 (7%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	28 (15%)	24 (13%)
⑫生き物観察や生物保全活動	4 (2%)	6 (3%)
⑬その他	3 (2%)	3 (2%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	14 (7%)	13 (7%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	51 (27%)	54 (28%)
②自治会、町内会	94 (49%)	77 (40%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	25 (13%)	22 (11%)
④地域運営組織	18 (9%)	18 (9%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	4 (2%)	4 (2%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	8 (4%)	5 (3%)
⑦大学	3 (2%)	3 (2%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	48 (25%)	43 (22%)
⑨民間企業	2 (1%)	2 (1%)
⑩地域おこし協力隊	3 (2%)	4 (2%)
⑪その他	2 (1%)	2 (1%)
⑫連携している組織はない	57 (30%)	27 (14%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定対象農用地以外の農用地の保全活動や鳥獣害対策等、精力的に集落の保全活動を行われている一方、今後実施予定の活動は減少しており、他の組織との連携を促進する等活動が継続できる仕組み作りが必要がある。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

鳥獣被害対策が最も取り組まれている。このことは、鳥獣の生息域が山林の管理不足、農村の人口減など複数の要因により広がっていることによると思われる。若い担い手を確保することや草刈組織を結成するなどあらゆる手段で対策を講じることが必要である。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	13 協定	25 %
②協定対象農用地の1～3割	11 協定	22 %
③協定対象農用地の3～5割	5 協定	10 %
④協定対象農用地の5割以上	9 協定	18 %
⑤荒廃化していない	12 協定	24 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	34 協定	67 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	5 協定	10 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	11 協定	22 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	協定	0 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	4 協定	8 %
③以前と変わらない	5 協定	10 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	1 協定	2 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	43 協定	84 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	32 協定	63 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	9 協定	18 %
④農業（農外）収入が増加した	12 協定	24 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	1 協定	2 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	11 協定	22 %
⑦鳥獣被害が減少した	9 協定	18 %
⑧荒廃農地を再生した	6 協定	12 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 協定	4 %
⑩定住者等を確保した	2 協定	4 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	1 協定	2 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	2 協定	4 %
⑬その他	1 協定	2 %
⑭特に効果は感じられない	1 協定	2 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度に取り組んでいない隣接集落は荒廃化が進んでいる一方、取り組んでいる農用地では、協定期間中確実に耕作及び維持管理がなされ、鳥獣被害及び耕作放棄は発生防止効果が高いと評価される。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数		割合	
①規模拡大の意向がある	15	協定	29	%
②現状維持	26	協定	51	%
③規模拡大より農地を集約したい	4	協定	8	%
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	5	協定	10	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数		割合	
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	1	協定	2	%
②基盤整備済みの圃場であること	10	協定	20	%
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	11	協定	22	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	8	協定	16	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	13	協定	25	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	12	協定	24	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	4	協定	8	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること	9	協定	18	%
⑨賃料が安いこと	5	協定	10	%
⑩その他		協定	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

経営規模の拡大意向は現状維持が半数を占め、また規模拡大の意向がある協定も基盤整備等を条件としている。こうしたことから容易に規模拡大ができる状況では無いことがわかる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	11 協定	58 %
② 作付けしない農用地がある	15 協定	79 %
③ 転用された農用地がある	3 協定	16 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	3 協定	16 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	3 協定	16 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	13 協定	68 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	3 協定	16 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	4 協定	21 %
⑫ その他	協定	0 %

1について都道府県の所見【必須】

廃止協定の農用地は、未作付農地があることや鳥獣被害が発生するなど農地の維持・保全が困難になっている状況が読み取れる。
近隣協定との広域化など復活に向けた働きかけが必要である。

1について第三者機関の意見【必須】

廃止協定では作付けしない農地の発生や鳥獣被害が起こっており、何らかの対応は必要であると思う。ただ一足飛びに復活することは難しいとも考えられるので、近くの集落が草刈りを支援するなど出来ることから取り組んでみてはどうか。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	6 協定	32 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	9 協定	47 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	4 協定	21 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	1 協定	5 %
⑥ 農業機械の共同利用	6 協定	32 %
⑦ 鳥獣害対策	9 協定	47 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	1 協定	5 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	9 協定	47 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	8 協定	42 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	2 協定	11 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	5 協定	26 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

廃止協定の半数は現在も集落で共同活動を実施している。廃止をした原因を把握し、復活するよう市町村と連携を図りたい。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	4 協定	21 %
②いない	15 協定	79 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	4 協定	21 %
②いない	14 協定	74 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	1 協定	5 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	7 協定	37 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 協定	11 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	7 協定	37 %
⑤荒廃化しない	1 協定	5 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

まとめ役(リーダー)や担い手がいない集落が多く、第5期から廃止された要因のひとつと推測される。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1 協定	5 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	5 協定	26 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	10 協定	53 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	協定	0 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	3 協定	16 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	11 協定	58 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	8 協定	42 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	4 協定	21 %
②活動に参加する農家はない	14 協定	74 %
③近隣集落に協定がない	1 協定	5 %

5について都道府県の所見【必須】

近隣の集落協定から誘いがあった場合、参加する農家もいると思われると回答した協定に対しては、統合及び広域化の働きかけを行っていく。また、活動に参加する農家はないと回答した協定に対してはその協定に沿った提案等を行い、協定への参画を働きかける。

5について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	53 集落	65 %
②いない	29 集落	35 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	32 集落	39 %
②いない	50 集落	61 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	34 集落	41 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	44 集落	54 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	14 集落	17 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	2 集落	2 %
⑤農作業の共同化	9 集落	11 %
⑥農業機械の共同利用	7 集落	9 %
⑦鳥獣害対策	13 集落	16 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	3 集落	4 %
⑨都市住民との交流活動	3 集落	4 %
⑩農産物の販売・加工	8 集落	10 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	16 集落	20 %
⑫生き物観察や生物保全活動	集落	0 %
⑬その他	1 集落	1 %
⑭集落で共同活動は実施していない	36 集落	44 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施の集落では、まとめ役（リーダー）は半数以上いることや共同活動も実施されていることなどから、第6期から新たに取り組むを行う可能性はある。
市町村と連携して新規取組を働きかける。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

多くの集落でこの制度に取り組んでほしい。県と市町村が連携して推進をお願いしたい。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	16 集落	20 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	11 集落	13 %
③各農家がそれぞれ耕作	46 集落	56 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	5 集落	6 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	35 集落	43 %
② 作付けしない農用地がある	39 集落	48 %
③ 転用された農用地がある	13 集落	16 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 集落	1 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	7 集落	9 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	13 集落	16 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	40 集落	49 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 集落	1 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	1 集落	1 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	19 集落	23 %
⑫ その他	3 集落	4 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	7 集落	9 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	18 集落	22 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	15 集落	18 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	19 集落	23 %
⑤ 荒廃化しない	17 集落	21 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

未実施集落では荒廃農地、作付けしていない農地及び鳥獣被害が多数発生しており、近隣協定との広域化等により集落協定への参画の働きかけが必要である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	26 集落	32 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	32 集落	39 %
③ 知らない	23 集落	28 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	18 集落	22 %
② 出たことはない	47 集落	57 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	8 集落	10 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	2 集落	2 %
③事務手続きが負担となるため	9 集落	11 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	6 集落	7 %
⑤取り組みに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	14 集落	17 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	16 集落	20 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	10 集落	12 %
⑧農業収入が見込めなかったため	4 集落	5 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	3 集落	4 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	2 集落	2 %
⑪ほ場条件が悪いため	2 集落	2 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	集落	0 %
⑬その他	4 集落	5 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	15 集落	18 %
②ない	66 集落	80 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

制度の認知度は70%であるが、5年間の営農継続やリーダーの不在など複数の要因を理由に取組が行われていないことがわかる。
今後の取組意向は20%程度で、集落の状況は依然として改善していないことが読み取れる。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

未実施の集落にも可能な限り取り組んでもらうことが望ましい。現状ではそうした状況ではないようだが理解をしてもらえよう検討されたい。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	10 市町村	59 %
②一定程度貢献した	5 市町村	29 %
③やや貢献した	2 市町村	12 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	17 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	16 市町村	94 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	11 市町村	65 %
④農業（農外）収入が増加した	3 市町村	18 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	4 市町村	24 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	3 市町村	18 %
⑦鳥獣被害が減少した	7 市町村	41 %
⑧荒廃農地を再生した	1 市町村	6 %
⑨都市住民等との交流が増加した	市町村	0 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	8 市町村	47 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	8 市町村	47 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	9 市町村	53 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	8 市町村	47 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全ての市町村が荒廃農地の発生・防止への貢献していると回答しており、今後も本制度の継続が必要と考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

この制度は農地維持など多くの効果が認められる。中山間地域等の現状を考えると農地維持などを個人に委ねることは限界となっており、この制度は継続すべきである。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	2 市町村	12 %
②傾斜区分の要件緩和	3 市町村	18 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	6 市町村	35 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	9 市町村	53 %
⑤必須活動の内容の緩和	3 市町村	18 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	6 市町村	35 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	3 市町村	18 %
⑧交付単価の増額	3 市町村	18 %
⑨加算の充実	3 市町村	18 %
⑩交付金返還規定の緩和	9 市町村	53 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	14 市町村	82 %
⑫その他	1 市町村	6 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	14 市町村	82 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	5 市町村	29 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	5 市町村	29 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	6 市町村	35 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	9 市町村	53 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	2 市町村	12 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	8 市町村	47 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	3 市町村	18 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	4 市町村	24 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1 市町村	6 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	5 市町村	29 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	7 市町村	41 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	5 市町村	29 %
⑭その他	1 市町村	6 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

本制度の改善点：事務負担の軽減についての改善が最も多い。これは集落からの相談対応や限られた人員で多岐にわたる業務を担っていることなどが背景にあると思われる。
集落、農用地の維持：高齢化や担い手不足が続く中、新規就農者など担い手確保への支援を求める要望が最も多く、県としても市町村と連携して確保を図っていきたい。

次期対策への要望事項：Ⅲの1. (1) 廃止意向協定の廃止の理由で⑨交付金の遡及返還が不安としている協定及び本制度の改善点で交付金返還規程の緩和を求める市町村が一定数あるため、次期対策では、下記の事項を検討してもらいたい。また、自然災害農地の復旧に関しても同様に検討されたい。

- ①協定違反の場合、遡及返還ではなく当該年度からの交付停止とする。
- ②自然災害農地の復旧が行われなかった場合、当該年度以降の交付停止を全協定農用地ではなく当該農地のみとする。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	6 市町村	35 %
②若干の減少が見込まれる	7 市町村	41 %
③かなりの減少が見込まれる	4 市町村	24 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	7 市町村	41 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	7 市町村	41 %
③地域農業の中心となる者がいないため	2 市町村	12 %
④農業収入が見込めないため	5 市町村	29 %
⑤鳥獣被害増加のため	3 市町村	18 %
⑥事務手続きが負担なため	3 市町村	18 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	3 市町村	18 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	1 市町村	6 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1 市町村	6 %
⑩その他	市町村	0 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	7 市町村	41 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	7 市町村	41 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1 市町村	6 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	2 市町村	12 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	2 市町村	12 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	8 市町村	47 %
⑧その他	市町村	0 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

高齢化が進んでいる現状により、次期対策での廃止協定の増加が危惧されている。統合及び広域化を推進する市町村に対し支援を行っていく。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃が進む	2 市町村	12 %
②やや荒廃が進む	15 市町村	88 %
③荒廃しない	市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	1 市町村	6 %
②今と変わらない	6 市町村	35 %
③今よりも減少する	10 市町村	59 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	1 市町村	6 %
②今と変わらない	4 市町村	24 %
③今よりも減少する	12 市町村	71 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

高齢化が進んでいる現状により、農用地の利用、集落機能の低下が危惧されている。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

5年後（令和10年）は農用地の荒廃が進み、かつ集落機能の低下が懸念されている。少子化が進みこうした傾向が続くと思われるが、地域外からの移住など外部人材の確保を進め農地の保全と集落機能の維持を図ることが必要である。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	8 市町村	47 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	市町村	0 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	7 市町村	41 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	3 市町村	18 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	1 市町村	6 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	8 市町村	47 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	6 市町村	35 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えると自体が難しかった	13 市町村	76 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	1 市町村	6 %
⑪特になし	市町村	0 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3 市町村	18 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	5 市町村	29 %
③関係機関の協力を得て進めた	3 市町村	18 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	9 市町村	53 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	市町村	0 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	1 市町村	6 %
⑦その他	市町村	0 %
⑧特になし	4 市町村	24 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成により、協定員の高齢化、担い手及びリーダー不足により10年後の農用地の将来像が描けないことが浮き彫りとなった。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	3 市町村	18 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	5 市町村	29 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	8 市町村	47 %
⑤その他	1 市町村	6 %

5について都道府県の所見【必須】

約半数の市町村が農村RMOを推進する予定と回答しており、県として取組を希望する市町村に対して支援を行っていく。

5について第三者機関の意見【必須】

県の所見と同意見

協定対象農用地の範囲と農業集落の農用地の範囲

